

## 第6回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月21日(火) 午後4時から午後5時15分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (5) 非農地通知の決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。本總會の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので總會は成立いたします。

それでは、ただいまから第6回矢板市農業委員会總會を開催します。

議長  
(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、6番阿久津委員、10番大森委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、6番阿久津委員、10番大森委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第1班、班長9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番の平久井です。本日午前9時00分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を8件、農地法第5条を1件、非農地証明を4件、非農地通知を4件、計17件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。1件皆様方からの意見を頂戴したいと思いますが、何ら問題ないと見て参りましたしたので、ご審議の程をよろしく願います。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番の鈴木です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲受人はここでアスパラをがんばる新規就農者で30代の方です。親子間ですので、なんら問題ないと推察いたしますので、ご審議をお願いします。

議長 次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員をお願いします。

5番石塚委員 5番の石塚です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地を贈与することで、隣接する自己所有農地との一体的な経営が可能となるので、何ら問題ないと見て参りましたが、ご審議をお願いします。

議長 次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員をお願いします。

9番平久井委員 9番の平久井です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲渡人が施設に入っており、農地を手放したいとのこと。何ら問題ないと見て参りましたが、ご審議をお願いします。

議長 次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員をお願いします。

9番平久井委員 9番の平久井です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

相続でいただいた土地の整理とのこと。隣接地を所有する方が買い受けるということで何ら問題ないと見て参りましたが、ご審議をお願いします。

議長 次に議案第5号及び関連があります議案第6号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員をお願いします。

7番山口委員 7番の山口です。現地案内図の4ページ、5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地を交換して隣接地を一体として経営するそうです。何ら問題ないと見て参りましたが、ご審議をお願いします。

議長 次に議案第7号及び関連があります議案第8号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員をお願いします。

5番石塚委員 5番の石塚です。現地案内図の6ページ、7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案7号は売買によって取得し経営規模拡大するようです。隣に居住しているため作業の効率化も図られると思います。

議案8号は使用貸借で経営規模拡大するようです。妻の実家の農地ということと5反歩の面積要件もクリアされるので何ら問題ないと見て参りましたが、ご審議をお願いします。

議 長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

それでは議案第1号から第8号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

8番佐藤です。議案2号の譲渡人と譲受人はどういう関係なのですか。

事務局

譲受人は譲渡人の隣の農地を耕作しています。申請地は、将来的に分筆し転用申請をした際に残ってしまう土地です。わずかな土地を残しておくよりは、隣の方にもらっていただいた方がいいと思います。また、農地法の施行令で受理できることも確認済みです。

8番佐藤委員

8番佐藤です。議案5号と議案6号の交換は問題ないのですか。

事務局

土地の評価額は畑の方が低く、田の方が高いので、同じ面積ですと評価額に違いが生じますが、今回は畑の方が面積が大きく、田の方が面積が小さいので交換しても問題ないかと思います。

議 長

他に質疑意見ございませんか。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(2) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員をお願いします。

7番山口委員

7番の山口です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

面積が少ないため現状の耕作には影響がないと思われまます。問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第9号について、質疑意見等を求めます。

(異議なしの声有り)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(4)議案第10号から第13号 非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の4ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第10号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は現在植木や車庫になっております。45年経っているのでやむを得ないと見てきました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

次に、議案第11号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地はインフラ整備により国道が作られたり運動場入口が作られたりした際に一部農地が残っていたようです。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

次に、議案第12号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の10ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

一度農地法5条の許可が出ていた土地ですが、建築基準法により住宅の建築ができず現在に至るため、その許可を取消し、原野か雑種地に地目を変更しようとするものであり、やむを得ないと見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

次に、議案第13号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図11ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

平成元年から宅地として利用していますので、やむを得ないと見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。  
事務局から詳細をお願いします。

事務局

この案件は、本当は申請者の弟を事業計画者とする農地法第5条の許可を得ていましたが、土地家屋調査士の分筆ミスで今回の申請地と違う箇所が分筆されていました。そこで今回の箇所を非農地とし、登記ミスとなっていた土地と交換するため申請された案件です。

それでは議案第10号から第13号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

法務局でも間違いを把握できなかったのか。

事務局

昔は任意で行っており、現地に来ないこともありましたので気づけなかったのだと思われます。

議長

他に質疑意見ございませんか。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(5) 議案第14号から第17号 非農地通知の決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の5ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第14号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の12ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現在お墓として使われています。何ら問題ないと見て参りました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

次に、議案第15号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の13ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

何十年も前から通学路として使われています。何ら問題ないと見て参りました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

次に、議案第16号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いいたします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の14ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

地目は畑となっていますが、公衆用道路として使われています。昔の開墾地なのでこのような所が多くなっています。何ら問題ないと見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

次に、議案第17号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員にお願いいたします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の15ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は幾分傾斜があり、牧草地であったのだと思われる所です。現在は植木や廃棄物が置いてあり耕作はしておりませんので、やむを得ないと見て参りました。今後は市のくらし安全環境課と連携していく必要があると思います。

議長

現地調査の詳細な報告が終わりました。

それでは議案第14号から第17号について、質疑意見等を求めます。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊好雄です。所有者と名義人の違いはなんですか。

事務局

議案15号と16号の名義人の方は亡くなられています。通知を出す上でこちらで所有者を変えさせていただいています。実際は名義人が所有者になっています。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊浩正です。議案16号は非農地となったらその後どうなるのか。個人所有の道路になるのか。

事務局

登記するとなったら地目変更してもらい個人所有の道路になるが、固定資産税も免除されており公衆道路になるので、何人も通れる道路ではありません。

14番渡邊浩正委員

議案17号の詳細を教えてください。

事務局

農地パトロールをした際に相談されました。相続で所有権を得たこの土地は家庭菜園レベルのことは行っているが、耕作はしたことがないとのこと。一部は草刈等の管理は行ってきたが、年齢的にも面積的にも難しいので、農地台帳から落として欲しい旨の意思表示もあったので今回の運びとなりました。

議長

他に質疑意見ございませんか。

それでは先程の条件を付して原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(6) 議案第18号から第35号 農地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の6ページをご覧ください。【新規案件のみ朗読】

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第18号から第35号について、質疑意見等を求めます。

4番君島委員

4番君島です。中間管理機構を通じた農地の賃借についての借賃は現金でなくて米でもいいのか。

事務局

昨年からよくなり、契約変更も何件か出ています。

8番佐藤委員

8番佐藤です。10年契約の9年目くらいに何らかの理由で借り手が耕作できなくなった場合は、貸し手に換金しなくてはならないのか。

事務局

次回までに調べて回答します。

議長

他に質疑意見ございませんか。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(7) 議案第36号 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の9ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第36号について、質疑意見等を求めます。



議 長 原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・平成29年度矢板市農業委員視察研修について
- ・矢板市「人・農地プラン」に関する地域における話し合いの開催について
- ・平成29年度第2回農業委員研修会の開催について(予定)

議 長

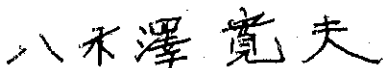
ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

(質問、意見なし)

それでは以上を持ちまして、第6回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 